

令和6年度 事業計画書

令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

【基本理念】

当協会は、浄化槽の正しい知識を県民に啓発するとともに、浄化槽の普及促進、浄化槽法に基づく法定検査及び浄化槽に関する技術の向上、並びに設計を含む製造(以下「製造」という。)、工事、保守点検及び清掃の適正化を図る事業を行い、もって地域社会の水環境の保全、生活環境及び公衆衛生の向上に寄与することを基本理念としている。

【運営方針】

- (1) 公益社団法人として、公益法人改革三法の本質を基本に、情報の公開など運営の透明性の確保及び円滑な運営を確保するとともに、公益目的事業等の充実に努める。
- (2) 浄化槽法定検査、福島県浄化槽生涯保証システム、浄化槽に関する普及啓発及び水環境の保全事業等、公益目的事業を遂行し地域社会の公益の増進に貢献する。
- (3) 公益目的事業を支え、協会の発展に寄与するため、各種収益事業及び会員相互の扶助事業を遂行する。
- (4) 東日本大震災及び原発事故を経験し、人口減少社会を迎えて、新たな持続可能な県土の振興、復興への具体的貢献を果たすため、市町村及び関係団体等と連携を強化するとともに、災害に強くかつ循環型社会の形成に資する浄化槽の普及促進事業を展開する。
以上の主要事業を推進するため、各事業の具体的内容等を次のとおり定める。

【事業計画】

(1) 公益目的事業

公1：浄化槽法に基づく検査事業

1. 地域の水環境保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的に、浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査を実施する。
詳細計画は、【別添】令和6年度 浄化槽法定検査実施計画(案)に示す。
2. 浄化槽法定検査の信頼性・公平性を確保するため、浄化槽検査委員会を開催する。
3. 行政機関及び浄化槽関連団体と連携し、浄化槽台帳整備による休廃止浄化槽や無届浄化槽の調査を推進し、正確な検査対象浄化槽の把握に努める。
4. 法定検査の受検率の向上を図るとともに浄化槽の適正な維持管理体制を確保するために、環境省の推奨する「一括契約(保守点検+清掃+法定検査)」の実施を全県に拡大を図る。
5. みなし(単独処理)浄化槽の受検率の向上を図るため、効率的な検査方法等を検討する。
6. 指定検査機関として、行政機関が行う不適正浄化槽や特定既存単独処理浄化槽の改善指導及び浄化槽保守点検業者に対する立入検査等の技術的支援を行う。
7. 浄化槽管理士の資質向上を図るため、現場研修会、精度管理及び講習会等を開催することによって、11条検査(BOD測定)の信頼確保及び受検率の向上に努める。
8. 地域の水環境保全や浄化槽技術の発展・向上に関する調査研究を行う。
9. 浄化槽検査員の技術力向上を図るため、全国浄化槽技術研究集会等に参加し、研究発表等を通じて人材育成を図る。

公2：福島県浄化槽生涯保証システムに関する事業

1. 「福島県浄化槽生涯保証システム」の加入促進を図り、浄化槽の正常な機能維持のため、適正な施工、維持管理及び法定検査の受検を推進するとともに、浄化槽が恒久的な生活排水処理施設としての県民の信頼を確保する。
2. 保証実績等を協会ホームページなどで公表し、「福島県浄化槽生涯保証システム」を活用した事故の迅速な改善状況を広く県民にPRする。
3. 法定検査結果から特に11条検査（BOD測定）において、早期に異常な浄化槽を発見し、速やかに修補改善することによって、水環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。
4. 浄化槽の破損等を未然に防止するため、浄化槽メーカー、浄化槽関係団体及び維持管理業者等との協議、意見交換会を開催し、浄化槽の機能異常の予防保全を図る。

公3：浄化槽に関する普及啓発及び水環境の保全事業

1. みなし（単独処理）浄化槽及び汲み取りトイレから合併処理浄化槽への転換促進を図るため、各支部が実施する浄化槽の普及啓発事業を支援し、住民への普及啓発を強化する。
2. 行政機関が開催する「浄化槽教室」等への講師派遣を行い、適正な維持管理の推進を図る。
3. 浄化槽の施工及び維持管理技術の向上を図るため、最新の浄化槽関連技術や浄化槽行政についての講習会を開催する。
4. 合併処理浄化槽の普及を推進し、公衆衛生の向上と水環境の保全がなされるよう、浄化槽設置整備事業の充実に向けた関係行政機関への要望活動を行う。
5. 東日本大震災の経験を踏まえ、今後の減災・防災に向けた浄化槽の重要性や優位性を広く県民に周知する。
6. 猪苗代湖周辺における浄化槽の適正な維持管理の実施を推進するとともに、行政機関等と連携し、窒素・リン同時除去型高度処理浄化槽の設置促進及び適正な維持管理体制の確保を図る。
7. 小学生を主な対象とした『こども環境教室』を市町村及び支部と連携し、水環境保全の大切さや浄化槽が担う役割についての出前講座を開催する。
8. 一般住民等からの浄化槽に関する質問・相談に対し、専門的な知識及び技術を有する職員が随時対応し、浄化槽の正しい知識の普及を図る。

(2) 収益事業

収1：浄化槽に関する受託業務等

1. 国庫補助対象登録浄化槽に係る実地調査業務の受託
2. 浄化槽関係の用紙等の販売
3. 国・福島県・市町村及び関係団体等が行う浄化槽に関する業務等の受託

(3) 扶助事業

他1：会員相互の扶助等事業

1. 会員並びに会員事業所の従業員の技術向上等を目的とした研修会等の事業を通じ、会員相互の親睦と連携を図り、組織の拡大強化を図る。
2. 協会事業の発展向上に功績があった者の表彰を行う。
3. 当協会の会報や全浄連ニュースにより、浄化槽に関する情報等を会員、関係行政機関、県民に広く提供する。

(4) 総会・理事会関係

1. 年1回の定時総会及び年3回の理事会を開催する。また、必要に応じ臨時総会及び理事会を開催する。
2. 理事会に提出すべき議案、その他重要な職務執行に関する事項について協議、検討をするため、必要に応じて業務執行理事による三役会議を開催する。
3. 事業報告及び収支決算に関して監査を実施する。また、必要に応じ中間監査等を実施する。

(5) その他

1. 浄化槽関係事業を通じて、東日本大震災における復興への協力を推進する。
2. 復旧、復興における汚水処理施設の整備は、浄化槽のメリットを活かした整備促進を図られるよう、国・県・市町村と連携して活動を行う。
3. 一般社団法人全国浄化槽団体連合会、同連合会東北地区協議会、北海道・東北地区浄化槽指定検査機関連絡協議会と連携し、浄化槽の信頼確保に向けた体制強化を図る。
4. 福島県との災害時における浄化槽の緊急点検等に関する協定において、協力要請に基づき実施する緊急点検等に関し、各支部及び会員への協力要請や連携等具体的な行動が実行できるよう体制を構築する。